

不動産業・FP・相続士業・保険業向け

借地人・地主から
1件の問い合わせ

▼
10件にアップ！

解決できない
借地権相続はない!



合同会社 山崎不動産相談室

不動産借地権相続コンサルタント 養成講座プレセミナー

【日時】 10:00～12:30 (全日程)

6月15日(土)、6月19日(水)

6月22日(土)、6月26日(土)

無料
オンライン
開催

今なら
プレセミナー
参加者限定
特典付き!

プロとして借地権・
相続の知識を身に付け
安定した顧客獲得の
準備をしませんか？



借地権
底地権

土地

養成講座終了後、
不動産借地権相続コンサルタント資格付与

＜参加者の声＞

貴重な実務経験に基づいた
ケーススタディーの解説と
気づきが素晴らしくて本物
の専門家に出会ったと感じ
ました。不動産評価の視点
が広がることとお客様への
提案が広がり、シナジー効果が生まれました。
借地底地と相続に特化して実務が身に付く日本
でも有数の講座だと確信しました。

(不動産鑑定士：入村匡哉様)



業務の幅が広がり、新たなニーズ、新規顧客
獲得に繋がりました。借地人からの依頼でも
地主の納得を得て、最終的に両者を笑顔にし
て行く交渉術に感動しました。

(宅地建物取引士：匿名希望様)



合同会社 山崎不動産相談室

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-20-1 石川ビル 2階

Mail: yamazaki@yamazaki-realestate.jp TEL: 03-6265-6288 携帯: 090-6535-0208



1,000件越の
実績を持つ
コンサル事例



地主から**地代値上げ3倍**要求された。(司法書士)

→ 一般的な地代調査法をお伝えし、地主に連絡、納得いただいた。

間もなく**契約更新、更新料**を払うべき？(相続FP)

→ 契約書の確認方法をお伝えし、両者納得の更新料で更新契約完了。

調査訪問したら**別人が住んでいた!**(土地家屋調査士)

→ 現在住む転借人より事情をお聞きし、権利調整完了。

相続で地主から請求された**名義変更料、支払うの?**(行政書士)

→ 名義変更料支払いが要・不要なケースを説明。数日後解決。

**解決できない
借地権相続はない!**

不動産借地権相続
コンサルタント養成講座
プレセミナー150分

新講座記念
キャンペーン
定価5,500円を
無料!

オンラインZoom開催

6/15(土), 6/19(水),
6/22(土), 6/26(水)

10:00~12:30 (全日程)

- ▶ 借地権?! 底地権?! て、何ですか??
 - ▶ 地主さんと借地人さんのトラブルって何?
 - ▶ 相続初心者さんの【3つの】大いなる誤解?!
 - ▶ 「不動産借地権相続コンサルタント」養成講座とは
- 【参加特典】①30分無料相談 ②Q&A

お申し込みは
QRコードか
右URLより



LP

講師紹介：山崎享子

不動産借地権相続コンサルタント
合同会社 山崎不動産相談室 代表

東京生まれ。

借地人・地主など不動産オーナーに
まつわる「問題解決」「トラブル回避」の専門家。

他社で解決しなかったトラブルを15年1000件以上解決。
不動産相続勉強会も開催。昨年9月までに第120回、
延べ500名の方にご指導する。

一般の方から同業者、相続士業からも好評を得る。

底地買付会社で底地や借地権の権利調整を経験後、
NPO法人を経て平成29年独立、現在7年目。

30年以上の不動産営業・コンサルティング経験。

この度「不動産相続」に「借地権(底地権)」を融合した
新講座をスタート。苦手意識や時間が掛かる、大きな
売上にならないと敬遠されていた方こそ、プレセ
ミナーにご参加ください。初めは小さくても、キーは
地主さんとの信頼関係、交渉が出来れば次の案件にも
繋がり、ご紹介にも発展。

「賃貸契約は絶えずトラブルが付きもの。特に借地・
底地に関しては契約書と実情が違い過ぎ、『知らな
かった』で損している方が多い。人にも不動産にも
元気と希望を持たせる」との信念で活動中。



▼ お申し込みフォーム ▼

<https://forms.gle/81hYnaiWrPK82hK58>

合同会社 山崎不動産相談室

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-20-1 石川ビル2階

Mail: yamazaki@yamazaki-realestate.jp TEL: 03-6265-6288 携帯: 090-6535-0208

